

# Adam Smithの 經濟思想に 關する 研究

崔 元 喆 \*

## 目 次

- |                            |               |
|----------------------------|---------------|
| I. 序 論                     | IV. 同感の理論と正義論 |
| II. A. Smith 經濟思想の<br>基礎概念 | V. 自然的 自由の制度  |
| III. 同感の原理                 | VI. 結 論       |

## I. 序 論

アダム・スミスの初期の著作道德情操論において、人間の本性を強烈な利己的な衝動によってもろばら左右されるものとし、しかもそれは神から與えられた本能として、その發揮に努力することによって、社會全體の福祉も招來されるものであることを強調した。

またスミスは、道德情操論に人は疑いもなくその本性からして、まず何よりも、主として自分自らのことに關心を持つべきものとされている。けだし人間は他の何人にもまして彼自身のことを配慮するのに適しているのであるから、そうであることが適當でもあり、正當でもある。したがって何人といえども、他人に關する事柄についてよりも、彼自身に直接關係する事柄について、はるかに深い關心を持つものなのである。このように人間は利己的なものだとして強調している。

しかし他方においては、正義の法則を設けて、各個人の利己的行動の自由を強く是認しながらも、これを無制限に放任するならば、社會を破滅に導びくおそれもあることを決して見逃さなかつた。

このようにスミスは、正義の法則を設けて正義を強く主張しながら、例えその正義が取り除かれることがあれば、社會を支えている廣大な建築は崩壊せざるをえないと言っている。いい換えれ

\* 社會科學大學 專任講師

ば、人間の倫理的な原則を脱しない範囲内で、利己心を追求するように許用している。

本稿においては、スミスが主張している利己心及び自愛心の本質を同感原理に照らして把握すると同時に、その利己心ないし自愛心が、いかなる客観的な判断基準によって「公平な観察者」の同感 (Sympathy) を得られるかという点に焦点をあわせて考察する。

その次には、一般諸規則の形成論に移り、そこからさらに、正義と同感との関係をこの一般諸規則の形成という観点から検討するつもりである。

## Ⅰ. A. Smith 経済思想の基礎概念

スミスの名著「諸國民の富」の表題は、詳しくいえば、「諸國民の富の性質および諸原因の研究」というのである。スミスはかかる表題をもって、経済學の範圍を示すに足るものと考えたのであるが、同書の内容は、次の如くである。すなわち彼は重商主義が商業をもって、また重農主義が農業をもって、富の源泉としたのに對して、労働こそ年々の國富の源泉であると考え、この労働の重要性より出發して、労働の生産性、從つてまたその故國富増加の手段としての分業を論題とする。ところが分業は交換を必然的ならしめるが故に、次いで交換を問題とする。然るに交換はまた、交換の媒介物としての貨幣の問題を、また價値の問題を喚び起す。而して彼に従えば、價格は三つの構成要素、すなわち勞賃・利潤および地代の三者から成立つものであるとされる。最後に重商主義の批判が行われ、なお最終篇において、國家財政が論究されている<sup>1)</sup>。而してその全篇を貫く思想はその主張する經濟的自由主義に見出される。

スミスは、その道德情操論(The Theory of Moral Sentiment 1759)においては、同情または同感(Sympathy)をもって、その倫理哲學の基礎としている。すなわち、これにおいては、利他主義(Altruism)の基調の上に立っておるのであるが、しかし、その經濟學說すなわち「諸國民の富」(The Wealth of Nations, 1776)においては、利己主義(Egoism)の基調の上に立っている。スミスによれば人間は利己心によって動かされるものと、見られておるのである。總て「大思想家の思想の根柢には、常に一定の人間觀と人間性についての見解が、横わる面がある。例えばマルサスはこの人間性に關する二つの公準—人間は生存するためには、食物を必要とするということおよび人間の性慾は必要にして且つ不變であるということを、その人口論第1版の出發點としており、ゴッドウィン(Godwin)やコンドルセー(Condorcet)にあっては、この人間性の一面たる理性(Reason)の重視が、その全思想の基調となっており、マルクスにあっては人間性の根柢に横はる生きんとする意志が、その全學說の出發點となっておる。スミスは人間性を、各人が自己の利益を計らんとする性情に見出しておる。彼はこれを自愛心(Self-love)、利己心

1) 和田重司「國富論」第5篇における國家財政把握について「一橋論叢」第49巻5號p.672.

(Self Interest)あるいは「自己の状態を改善せんとする各個人の自然的努力」等といっている。<sup>2)</sup> またスミスはこのように言う「我々はその食料を肉屋・酒屋若くはパン屋の仁愛(Benevolence)によって、これを得ようとするものではなくただ彼等自身の利益を顧慮する念に訴えてこれを得んとするものである。我等は彼等の仁慈(Humanity)に依頼せずして、その自愛(Self-love)に訴えるのである。而して彼等に説くに我々自身の必要をもつてすることなく、彼等の利益をもつてするのである」と。すなわち、スミスはかように各人は専ら自己の利益を追求するに急であつて、あえて社會全體の利益ということを、その念頭に置くものではないのであるが、しかも彼等は、一つの見えざる手に導かれて、(Led by an Invisible Hand)おのずから社會全體の繁榮と福祉を將來するに至るのであり、各人をしてその自愛心に放任し、彼等を國家の保護干渉から解放することが、期せずして社會公共の利益となるのであり、かかる自由主義こそ、生産の方面より見るも、または分配の方面より見るも、最も望しい事柄であると主張するのである。すなわち自由主義は、富の生産という方面からいえば、最もよく社會全體の富を増加する結果となり、またこれを富の分配という方面からいえば、最も公平に社會の富を分配する結果となるというのである。スミスは、社會の生産の組織の如きも、個人の利己心に基いて自然に發生するものであり、何等か人間の知力により、それが一般の繁榮を來すであらうと豫見され且つ期待されて、實行されるに至つたものではない。また分業の發達は、交換の發展に基くのであるが、交換ということも同様であると論じ、また資本の使用についても、「各個人はその支配せる資本につき最も利益ある使用法を發見せんがために、絶えず努力している。彼の眼中にあるものは、實に彼自身の利益であつて、社會の利益ではない。しかし、彼自身の利益の追求は、自然にあるいはむしろ必然に、彼をして社會のために最も利益ある使用法を選ぶに至らしめるものである」となしている。<sup>3)</sup> スミスはまた言う「あらゆる國の土地および勞力の年々の生産の全體、あるいは同じことに歸するが、かかる年々の生産物の全體の價格は……三つの部分、すなわち土地に對する地代、勞働に對する勞賃、および資本に對する利潤にわかれ、かくて國民中異なる三個の階級、すなわち地代によって生活する人々、勞賃によって生活する人々、および利潤によって生活する人々に對する收入を構成する。これらのものは、あらゆる文明國における、根本的・構成的の三大階級であつて、あらゆる他の階級のもの收入は、究極においてはこれら階級の收入より、得來るものである」と言われている。

かくてスミスは、各人の自己の境遇を改善せんとする不斷の努力は、恰も生物體に病氣があつても、生命の不可思議はおのずからこれを匿してしまふように、政府の浪費や行政上の過誤があつても、おのずから社會の自然的發達を行はしめ、これを維持するものであると見る。而してかかる考え方は、いうまでもなく重農主義以後の、自然主義的見解を受け容れておるのであり、社會全體の幸福をもたらさんがためには、自分自身の快樂と苦痛とを、他人のそれよりも一層鋭敏に感ずるところの各個人をして、自由にその利益を追求せしめることより外に、適當な政策はあり得ないと

2) 大河内一男、「經濟學を築いた人々」、青林書院新社、1965、p.56。

3) Adam Smith, *The wealth of Nations*, BK. IV Chap. II - Cannan's Ed. vol. I. p.419.

主張するのである。

もとよりスミスの著述は、劃期的なものであったけれども、しかし優れた思想家がすべてそうであったように、スミスもまた、その前人の業績の上に、自己の思想體系を打立てたのであり、従ってスミス以前の人々は、スミスのために途を用意したものであり、また彼の體系は包括的であったが故に、スミス以後の人々は、彼の業績を受けつぎ、その待ち設けた途を進むものであると、いわれるのである。

而してスミスの前人にして、スミスに影響を與えた人々としては、マンデヴィユ、ハチスン、ヒューム、ショシア・タッカ、ハリス等があり、また彼はそのフランス旅行中、ケネー、チュルゴー等の重農學派の人々とも交遊し、チュルゴーはその哲學をスミスに負い、またはスミスはその經濟學をチュルゴに負うところ大であったと、言われておる。それはともあれ、マンデヴィユの「蜜蜂物語」(Mandeville, the Fable of Bees, 上田辰之助譯)には、「私的罪惡は公共の利益 (Private Vices, Public Benefits) という副題が附せられておるように、人間の徳ではなくして、その快樂や奢侈を貪らんとする不徳が、社會の經濟的發達、すなわちその富の増加をもたらすものであると主張するのである。しかしスミスは、社會の進歩は人間の不徳に基くのではなくして、その利己心によるものであると主張しておるのであるが、しかしスミスのかかる考え方はたとえ Mandeville から出發したものではないにしても、それから刺戟を受けたものであるといわれておるのである。<sup>4)</sup>

かようにスミスは、人間の利己心を是認しその自由な發動が社會全體の利益を増進するものと見るのであるから、その政策論は、自由放任主義に歸着すること明白であり、既に述べたように、スミスは「明白單純な自然的自由の組織」ということを強調しておるのである。スミスは利己心の自由な發動を是認しているけれども、しかしそれには、「各人が正義の法則にもとらない限り」という条件をつけていること、これである。すなわちスミスにあっては、各個人の行動の自由が認められるけれども、しかし「全くこれを無制限に利己心の赴くままに放任するならば、すなわち各個人が自己により以上有利であり、有利であるからとてほしいままに、他人の利益を妨げまたこれを奪取することが許される」ならば「それはまた社會を破滅に導く恐れのあることも、決して見逃されはしなかつた」のであり、かくてスミスは正義の法則(Law of Justice)を説いており、正義は全堂宇を支持する親柱である。もしそれが取除かれるならば、社會という廣大な建築は、立ちどころに崩壊せざるを得ない。社會の存立のためには、仁慈の心よりも、正義の念の方が一層本質的である。仁慈心なくとも、ともかくも社會は快適ではないながらも、成立ち得ることは成立ち得る。然るに正義なくしては、準繩である。そして各個人の利己心は、これによって規律せられ制限せられると、見ておるのである。ここでは利己心と利他心について、最も深く考察したいと思う。

4) 上田辰之助譯「蜂の寓話」新紀元社，1950年，p.306.

## 1. 利己心と利他心

アダム・スミスといえば、まず思い出せるのが 1776 年刊行されたあの有名な「國富論」であるが、しかしなにも、「國富論」だけでスミスの思想を代表されているのではなくこれに先立って、1759 年刊行された倫理學上の著作、「道徳情操論」もまた、スミス思想を理解するには、必要不可欠なものである。むしろ、ある意味においては、「國富論」は「道徳情操論」なしに、理解することはむずかしいのではないかと思われる。

スミスの「國富論」では、經濟人的な人間が豫定されている、と稱されている。つまり營利的な利害打算と自分本位の行動パターンを特徴とするような人間、かの「利己心」(Self-interest)ないし「自愛心」(Self-love)を行動の準則とするような人間が假定されていた。それはたんに假定されていた、と言うよりは、あるべき人間類型として稱揚されていたと言うべきであった。「國富論」で前提されている「經濟人」の人間は、實は道徳情操論のなかですでに描かれており、資本主義社會における人間類型は、道徳情操論のなかに活躍していたと言っている。

スミスの説くところによると、神は人間創造にあたって、二つの本能を人間の胎内に植えつけた。一つは「利己心」ないし「自愛心」であり、他は憐愍その他の「利他心」である。そしてこの二つの神授の本能を、どのように伸ばし、また互いに調和させることが出来るかが、現世における人間に與えられた課題であり、そこに人間の道徳生活の任務も存在している。だがこの二つの本能のうち、第 1 の利己心ないし自愛心、すなわち、人間性の利己的にして本源的な衝動、または自己の境遇を改善せんとする各人の自然的努力のほうが、他の本能である利他心ないし「憐愍もしくは同情」よりはるかに強烈である。スミスはしばしば利他的本能の優位を道徳情操論では説いているかのように言われてきたが、そうとは限らない。「道徳情操論」開巻第 1 ページをスミスはこういう文句で書き出している。「人間をいかに利己的なものと想像してみるも、なお明らかにその本性のうちには、他人の好運について興じ、その好運を傍觀すること以外には何ら利益のない場合にも、他人の幸福が彼に必要であるようなある原理が存在している……極悪無頼の徒といえども、またもっとも憎むべき社會法規の侵害者といえども全然この感情を欠くことはありえない。」スミスはこのように利他的感情が何人にも存在しているという事実をとくに述べていることは利己心ないし自愛心の存在がいかに決定的であり、人間の日常生活は主としてそれによって規定されていることを自明のこととしていた結果である。だから、同じ箇所ですミスは人間の利己的性情の根強さについて次のように述べている——ひとは疑いもなくその本性よりしてまず第 1 に主として彼自らのことに關心をもつべきものとされている。けだしひとは、他人の何人にもまして彼自身のことを配慮するに適しているがゆえに、かくあることが適當でもあり正當でもある。したがって何人といえども他人に關する事柄についてよりも直接彼自身に關係する事柄についてはるかに深い關心をもつものなのである。しかし、ここで注意を要する點は、前述したように、スミスは利己心の自由な發動を是認しているけれども、それには、「各人が正義の法則にもとらざる限り」という條件をつけて

いること、これである。然るに正義なくしては、社會は一日も存続し得ない。正義は實に社會存立の基底である。そして各個人の利己心は、これによって規律せられ制限せられると、見ておるのである。またスミスは、利己的本能は倫理學的價值を持っているということであるが、つまり人間の「利己心」ないし利己的本能が自由に放任されて、何者によっても妨げられることがないような状態が與えられている場合には、神の意圖に従っておのずからそこには「慎重」、「節約」、「勤勉」というような各種の「徳目」が生み出される。とスミスは述べている。それならば、なぜ「利己心」または「自愛心」というような本能が、そのまま徳目を生み出すものとして評價され得るのであるかについて、スミスはその媒介物として、公平な觀察者」という概念を導入している。すなわち、利己的本能に根ざした人間のさまざまな行動、あるいは、はるかに弱い利他的本能に根ざしたさまざまな行動が発揮された場合に、第三者、これにはさまざまなタイプがあると思われるが、その中でスミスが客觀的な判断ないし評價が期待できると考えた「公平な觀察者」(Impartial Spectator)と名付けているものの判断が、個人の利己的行動が適正かどうかの評價を正しく行うことができる。この「公平な觀察者」が行爲者の本能的行動に對して、それを受納する、あるいはそれを「適宜」だと感ずる、あるいはその行爲に對して、「公平な觀察者」が「ついていける」(Go along with)それに「公平な觀察者」がはいり込む(enter into)ことができる場合には、行爲者の利己的行動は適正であり、そのかぎりにおいてそれは單にゆるされる行爲だというだけでなく、賞讃に値する行爲であり、徳として評價さるべきものなのである。

ところで、以上のように人間の本能としての「利己心」または「自愛心」が、一つの新しい徳目を生み出すということは、一定の條件にかかっていたことはいうまでもない。久しく「利己心」は卑むべきもの、あるいは利己的本能に根ざす經濟活動は、下賤なもの、とされてきた傳統の中で、經濟活動の中での人間の利己的本能を、新しい徳目にまで高めることは、傳統的觀念の轉換であり、それには上述した「公平な觀察者」の「同感」と同意とを必要とするものであったことは「道德情操論」に述べられている通りである。スミスの「道德情操論」全體を支えているものが「同感」と「公平な觀察者」の理論であるが故に、これからはこの「同感」について分析して行きたいと思う。

### Ⅲ. 同感の原理

18世紀のイギリス思想界において、利己心の克服にたいしてスミスが果たした役割は非常に大きなものである。その意味で、「スミスは矛盾のないマンデヴィルであり、兩者の核心的問題は、利己心を社會化することであった」といえる。<sup>5)</sup>しかし、18世紀の現實を背景としたスミスの當面の課題が、このように利己心の問題にあったとしても、ここからただちに、スミスの主題が利己心

5) W. F. Campbell, "Adam Smith's Theory of Justice, Prudence and Beneficence." *The American Economic Review*, vol. 57, No. 2, May, 1967, p. 571.

を直接倫理化する點にあつたとはいえない。利己心の倫理化という問題についてさらに立ちいって考えてみると、まず、利己心が社會的に認められるのは、それが正義の法によって規制されている場合だけである。あらゆる人は、正義の法(The laws of justice)を犯さぬかぎり、各人各様の方法で自分の利益を追求し、自分の勤勞および資本の兩方を他のどの人または他のどの階級の人々のそれらと競争させようとも、完全に自由に放任されるのである」<sup>6)</sup>

この、諸個人が守るべき正義の法こそが個人と社會との調和を可能にするものである。利己心を社會的に是認しえるのは正義の法のもとでのみなしえることであり、さらにこの正義の法を根底から支配しているのが正義それ自體なのである。スミスにとっては、この正義の基礎づけが第一の課題であつた。利己心が道徳的に是認されるという段階においては、いぜんとして利己心は道徳に従属しているのであり、スミスにとって、利己心の倫理化はそれ自體として正義の基礎づけという問題も含まざるをえないことになる。

では、スミスにとって正義の問題はどのような位置を占めているのだろうか、それは第一に利己心を規制するものとしての役割であつた。まず、「道徳情操論」におけるスミスの言葉をみることにしよう。

「富と名譽と地位をめざす競争において、彼はすべての競争者を追い抜くために、できる限り力走し、あらゆる神経とあらゆる筋肉を緊張させてよい。しかし、もし彼が競争者たちのうちに誰かを押しつけるか投げ倒すかするならば、観察者たちの寛大さは完全に終了する。それはフェアプレイの侵犯であり観察者たちが許しえないことなのである。観察者にとっては、この被害者もあらゆる點において妨害者と同様に善良なのである。すなわち、観察者は、妨害者がこの被害者を無視して自分を優先させる自愛心(Self-love)に移入せず、妨害者が被害者を傷つけた動機についていくことができないのである。したがって、観察者は容易に被害者の自然の憤慨(Natural Resentment)に同感し、妨害者は彼らの憎悪と義憤の對象となる。彼は自分がそうなることに気づき、それらの感情がいまにもあらゆる側面から彼に向かってほとばしり出てくることを感じるのである」<sup>7)</sup>

「道徳感情論」においては、同感と公平な観察者の理論が全體を支えている統一原理であることは周知の事柄に属するが、このことは正義との關連においては、フェア・プレイの原則を犯さないかぎり、その競争者たちにたいして公平な観察者の同感が生じるということを含んでいる。つまり、その行爲にたいして是認が與えられるわけである。反対に、フェア・プレイの原則を犯した競争者には、公平な観察者の同感が生じない。この場合には、正義の侵害という事態に對して、公平な観察者によって正義化された憤慨が伴ない、侵害者にたいして一定の處罰が與えられなければならないことになる。

ここで特に注意しなければならないことは正義の侵害という點に關しての行爲者と公平な觀察者とのあり方である。

6) 大内兵衛、松川七郎譯「諸國民の富」岩波文庫、1959-1965年、第三分冊、p.502.

7) Adam Smith, *The Theory of Moral Sentiments*, Glasgow 1976, p.83.

個人は正義の法に従うかぎりにおいて、利己心の自由な發動が許されるのであり、また反對にそれを侵害したときには、觀察者の同感はずだちに消え失せてしまう。この場合に重要なことは、利己的な行爲者の行動を支配しているものは、利己心を規制している正義の法に直接従うという意識ではなく、あくまで觀察者の同感を獲得しえる範囲内で行爲しようという意識である。それゆえ、行爲者自身にとっての行動原理は、公平な觀察者の持つ同感のうちに求めなければならないのである<sup>8)</sup>

この觀察者によって下される判断基準は、行爲が決定されるさいの社會的な基準でもあり、この觀察者が擔っている基準は、諸個人が頼るべきものであると同時に、諸個人同士の個別的な同感の作用から生み出されてきたものでもある。それゆえ、個々の同感の集積が公平な觀察者として體現することにより、社會的な客觀性を獲得するといっても、その客觀性を保證する點はどこにあるのかということが問題となってくる。<sup>9)</sup> この問題を解決するためには、同感論自體の考察が必要なので次は同感論の内容を検討する必要がある。

## 1. 同感の構造

スミス自身を含め、いわゆる「スコットランド歴史學派」<sup>10)</sup>と呼ばれる人々にとって特に重要な問題とされたのは道徳論の問題でありその内容はさらにふたつの問題を含んでいた。

「第一に、徳性はどこに存するのか、すなわち、卓越した稱賛に値する性格、尊敬と名譽と明確な是認の自然的對象である性格を構成する氣質の調子、行動の色合いは何であるのか、そして第二に、この性格がどんなものであるにせよ、それは精神のどんな力または能力によって、それをわれわれに取り上げさせようとするのか、いかえるならば、いかにして、またいかなる手段によって、精神がある色合いに基づく行爲を他のものよりも好んで、一方を正しいと呼び、他方をちがいと呼ぶのか、すなわち、一方を明確な是認と名譽と報償の對象とみなし、他方を非難と處罰の對象とみなすことが起るのであろうか」(The Theory of Moral Sentiments, p.263 以下, T.M.S. と略記)

換言すれば、第一に、徳は何からなるか、第二に、道徳判断はいかなる精神能力によって行なわれるか、すなわち是認の原理とはいかなるものが問題とされている。兩者の領域は、實際に區別するのが困難であり、相互に密接に連結している。<sup>11)</sup>

スミスはまず第一の問題である徳性の本性あるいは卓越した稱賛に値する性格を形成する精神状態に関する考察を行ない、従来試みられた諸種の説明は、三種類に歸着させうとする。すなわ

8) W. F. Campbell, op. cit., pp. 573-574.

9) G. R. Morrow, *The Ethical and Economic Theory of Adam Smith*, 1923, Repr., Kelly, New York, 1969, p. 37.

10) 水田洋, 「アダム・スミス研究」未來社, 1968年, p. 257.

11) Morrow, op. cit., p. 28.



ち、「適宜性」(Propriety)、「慎慮」(Prudence)、「慈愛」(Benevolence)である。 スミスはこれらの諸學説について、それぞれ各一章あてて検討を加えているが、結局のところスミス自身の體系とは桐いれないとして退ける。そして、重要なのはこのような徳が徳性としていかに是認されるのかという点であるとして、スミスは第二の問題、是調の原理に關する諸學説の検討へ移る。

第一は、明確な是認の原理を自愛心から説明する立場であるが、このような、すべての感情と意向を自愛心から引き出す説明は、「同感の體系についてのある混亂した誤解から生じたように思われる」として批判している。

第三は、感情を明確な是認の原理とするものである。 スミスによれば、この説はふたつに分けられる。一方は「道德感覺」(Moral Sence)と名づけられた特定の知覺力によろうとするものであり、他方は「いつも氣づかれる力であり、明らかに精神が備えている力である同感」(TMS, p.321)によるものである。 道德感覺を是認の原理とする體系はスミスの師ハチスンによるものである。 ハチスンはこの道德感覺を外部感覺に似た特別な知覺力としているが、スミスはこれにたいして詳細な検討を行ない、二點にわたる反言を加えている。

第一は、もしわれわれが是認または否認するそれぞれの場合の情動(Emotion)を比較してみると、両者はしばしば、まったく異なることがある。つまり、それらの間にはとても共通の諸特徴は發見されえないことが分かる。ところが、あるひとつの感情であれば、そうした類の感情であることを明瞭に區別する一般的特徴を保有するはずである。つまり、對象による感情の變化はあってもその本質はひとつであるはずである。

第二は、スミスの同感理論の支柱ともいべきものであり、スミスの學説の基盤となっているものである。ここでのスミスの問題は第三者において成立する是認や否認をこの學説はどう説明するのかという点に向けられる。つまり、どのようにしてわれわれは適切または不適切な明確な是認それ自體にたいして、さらにそれを是認あるいは否認するのかということである。<sup>12)</sup>そして、スミスはこの問題については、與えられる解答はひとつしかないとして次のように述べている。

「われわれの隣人が第三者の行動を見るさいの明確な是認が、われわれ自身の是認と一致する場合には、われわれはその隣人の明確な是認を是認し、それをある程度道徳的に良いものとする。反対にその隣人の是認がわれわれ自身の諸感情と一致しない場合には、われわれはそれを是認し、それをある程度道徳的に悪いものとみなすのである、といわなければならない。したがって、少なくともこのひとつの場合においては、觀察者と觀察される人物との間の、感情の一致または對立が道徳的な明確な是認または否認を形成するものであることが容認されるにちがいない」(TMS, p. 325.)

このようにして、スミスは明確な是認の原理を、他のすべての感情から區別される特殊な感情に依存させる説明を否定し、道徳的な是認または否認は感情の一致ないし不一致にもとめる以外にないと結論する。かくしてここに、スミス本來の同感の理論が成立してくることになる。

12) G. R. Morrow, "The Significance of the Doctrine of Sympathy in Hume and Adam Smith," *Philosophical Review*, vol. 32, 1923, pp.66-67.

## 2. 判断基準の客観性

「人間というものは、これをどんなに利己的なものと考えてみても、なおその性質の中には、他人の運命に気を配って、他人の幸福を見ることが氣持がいい、ということ以外になんら得ることがないばかりでも、それらの人々の幸福が自分自身にとってなくてはならないもののように感じさせる何らかの原理が存在することはあきらかである。憐憫または同憂は、まさにこの種の原理に属し、それは他人の不幸を直接見たり、あるいは他人の不幸について生々しい話を聞かされたりするとそれら人々の不幸に對してただちに感ずる情緒である。他人が悲しんでいるのを見るとすぐに悲しくなるのは、なんら例證する必要のない自明の理である。なぜなら、この情操は人間の本性における他のすべての本源的な情感と同様に、徳の高い人間とか慈悲深い人間ならばあるいは最も鋭く感ずるかも知れないが、しかし必ずしもこれらの人々だけがこれを持つとは限らない。極悪人や社會の掟を破った最も凶悪な人間といえども、全くこの情操を持たないとはいえない」(TMS 米林譯 41頁)のである。

人間のこうした感情を、スミスは「同胞感情」(Fellow-Feeling)と呼ぶ。もちろん、この感情は幸福に關してだけあてられた言葉ではない。もともとは、「哀れみ」と「同情」は他の人々の悲哀に對するわれわれの同胞感情を表現するのに用いられた言葉である。そして、スミスは、同感(Sympathy)はおそらく本源的には意味が同じであつたであろうが、いまではどんな情念にたいする同胞感情であっても、われわれの同胞感情を示すのに大きな不適宜性なしに用いることができるとして、同感のもつ一般的性格を強調するのである。

しかし、これだけではまだスミスのいう同感としては不十分である。なぜなら、他の人々が感じていることについて、われわれは直接に經驗することはまったく不可能であるという問題が残っているからである。他の人々がどのような感受作用を受けているのかを知るためには、われわれは彼の境遇について想像してみるしかないのである。<sup>13)</sup> このよな他人の置かれている境遇についての想像が、スミスの同感の重要な點である。想像力によってわれわれはわれわれ自身を他人の境遇に置くのであり、われわれ自身がその他人とまったく同じ責苦に耐えていると考え、いわば身體に移入して、ある程度でその人間と同じ人格になって、そこからその人間の感じに關する何らかの觀念を形成するのであり、そして程度はもっと弱いが、それらの感じとまったく異なっているわけではないものを感じさえるのであるとこのようにスミスは言っている。

つまり、同感は、情念ではなく境遇を觀察することからはじまる。その場合、先に述べた是認の原理を自愛心から引き出す諸體系について論じた箇所でも強調されているように他人の境遇に自分自身を置いてみるということは、立場の交換を必然的に伴う。スミスによれば、同感には主要當事者との想像上の境遇の交換から生じるのであるが、想像上の交換は、單に私にとって起こるもの

13) Morrow, op. cit., p.85.

と想定されるのではなく、私が彼自身であったならばと想定される。この想像上の境遇の交換こそが、スミスの同感の理論の核心であるといえよう。

道徳的是認の原理を、ハチスンのように人間の五官と並ぶひとつの感覚能力として道徳感に求めることを否定した点については、先に述べたところである。また、それは単なる理性や感覚の問題としてだけ理解されるべきものでもなかった。スミスの同感とは、想像上の境遇の交換を行なうことによって、諸個人が彼自身の限界をのりこえて、他の個人と結びつくことを可能にするものである。それゆえ、同感とは「道徳的判斷を可能にする諸個人間の交通の原理である」といえよう。<sup>14)</sup>

以上のようにして主要当事者の本源的情念が観察者の同感的な感情と協和した場合は、その情念は情念を引き起こす原因となったある対象にふさわしいものとして考えられる。そして、スミスによれば、他人の情念をその情念の対象にとって適合的なものとして是認することが同感なのである。ただここで注意しなければならないことは、人がある対象についてなんらかの判断を下す場合、そこにはふたつの異なる方法があるということである。第一の場合は、感情をかきたてる諸対象が行爲者にとっても観察者にとっても特別な関係をもたないときである。

このような場合には、対象についての評価を決定するための同感はいま一つ必要とされない、しかし、ここでも「同じ観點」への想像上の移行は存在するのであり、そこから所與の規則に基づいて是認、あるいは否認がなされる。このような対象について「われわれの中間の感情がわれわれ自身のものと一致するときは、われわれは疑いもなく中間の感情を是認するにちがいない」つまり、この場合にも行爲者の判断が観察者の同感的な感情に適しているかどうかを考えられている。しかし、この第一の同感のあり方とは明確に區別されなければならない第二の同感がある。

第一の場合においては、諸個人間の對立は見解の相違にとどまり、ある対象について誤った考え方をしているとみなされるにすぎないものであった。この見解の相違は、容易に修正されるか、見のがされるかとするものである。ところが第二の場合においては、その對立は社會の存立にかかわる利害關係に根ざしている。この對立がある時、観察者はできる限り自分を主要當事の境遇に置き、その主要當事者のあらゆる事情を細く観察して、同感の基礎となる想像上の境遇の交換を完全なものにしようと努力する。

しかし、観察者という立場上、彼の情念が當事者を興奮させているのにおよぶことはほとんどありえない、當事者はこのことに気がついて、しかも同時にもっとも完全な同感を観察者に望む。當事者にとっての唯一の救済は、観察者たちの意向が當事者自身のものと完全に協和することのみである。そして観察者たちの側も、ようやく共通の一致點を見い出して満足するのである。<sup>15)</sup> 主要當事者がこれを獲得することを望みうるのは、ただ彼の情念を観察者たちがついていける程度に低めることによってなのだ。ここでの一致は決して同音ではないが協和音でありうる。そしてこのことこそが社會の調和にとって必要なものなのである。

14) 星野彰男「アダム・スミスの思想」新評論、1976年、pp.23-24.

15) *The Correspondence of Adam Smith*, Glasgow, 1977, p.43.

想像上の境遇の交換によってそこに一致点が見い出されるという場合の同感、以上の第二の方法に基づいてあり、スミスの議論において中心的な役割を果たしているのもこの意味での同感なのである。

## Ⅳ. 同感と正義論

### 1. 一般的諸規則の形成

道徳性についての一般的諸規則の形成は、究極的には個々の事例において、われわれの道徳的諸能力、値うちと適宜性に關する自然な感覚が、なにを是認または否認するかについての経験に基づいている。そして、一般的諸規則は、どの諸行為が現實に事實としていろいろな感情をかきたてるかを觀察すること以外の方法では形成されえない。自分自身にとっては利害關係をもつ對象を、中立的な立場から考察することは非常に困難である。それにもかかわらず、一般的諸規則が感情を基礎として形成されるのは、スミスによれば、「自然」が嫌惡、輕蔑、處罰の感情の對象とならないように行為することをわれわれの本性に設定しているからである。

行動についての一般的諸規則が形成され、慣習の中で社會的に承認されてしまったときには、この一般的諸規則は個々の行為を判定する社會的基準となる。そこでは、この基準は、個々の行為にたいする外的審判者としての位置を占めるに至る。ただし、「道徳感情論」の主題が、個々の同感の作用それ自體の中に一般的規則の形成を求めている。スミスは、どのような場合にある行為は、一方の場合義務の感覺あるいは一般的諸規則への顧慮だけから生じ、他方の場合にはほかのある感情または意向が協働するのかを問題とし、これについての解答が正確に與えられないのはふたつの事情に依存しているとす。すなわち、第一には、一般的諸規則へのあらゆる顧慮を離れてなにかの行為を促す感情や意向が、自然の快適さまたみにくさに依存し、第二には、一般的諸規則自體が精密正確であるか、緩慢不正確であるかに依存している。

そして、緩慢不正確なものとして、慎慮、慈悲、寛大、感謝、友情の役目を決定する一般的諸規則があるとす、この一般的諸規則は多くの點不正確であり多くの例外を容認するとみなす。

「けれども、ひとつの徳性がある、それについては一般的諸規則が、最大の正確さをもって、それが要求するすべての外面的行為を決定している。その徳性とは正義なのである。正義の諸規則は最高度に正確であり、諸規則自體と同じように正確に決定されうるようなもののほかには、なんの例外も調整も許さないし、まったくそれらの例外や調整は一般に諸規則とまさに同一の原理から生じているのである。」(TMS, 175)

正義がほかの多くの諸徳と區別されているのは、ほかの諸徳の一般的諸規則が多かれ少なかれ不正確なものであるのにたいして、正義の一般諸規則が完全な正確さを要求しているからである。けして、正義の問題が同感と公平な觀察者の理論にとって例外的なものだから區別されているので

はい。公平な觀察者の立場は、完全な適宜性の觀念を與えるものであり、そこから行爲についての客觀的評價が獲得されることは先に述べたところである。同感と公平な觀察者の理論は、嚴密な正義の一般的諸規則を導出するために展開されたのである。そして正確で精密な規則であることから、この正義の一般的諸規則への顧慮だけで、諸個人は社會的に正當な行爲をなしえるのである。

スミスはまた慎慮の徳について言っているが慎慮の徳とは、他人を侵害しないかぎりで自分の幸福に配慮するよう、自分の意志の力で自己自身を統御しながら積極的に行爲することであり、生産活動にもとづく經濟行爲を内包するものである。だが財産が個人の虚榮心を満足させるために、あるいは富そのものために追求されていることも事實である。たとえばスミスが「道徳情操論」でいうように、土地の生産物はあらゆる時代を通じて、それが養うことのできる人口數にほぼ近い人口數を養うものである。富者はかような生産物の集積の中からわずかに最も貴重なものならば最も気に入ったものを選択するにすぎない。かれらは貧乏人にくらべてほんの少しばかり多く消費するにすぎず、そしてかれらの生まれつきの利己主義と貪欲にもかかわらず、すなわちたとえかれらは自分だけの便利をはかるつもりであるとしても、またかれらが數千人の人々を雇い、それらのすべての人々の労働によって到達しようと企圖する唯一の目的が、かれら自身の空虚な不健全な、欲望の満足であるとしても、かれらは自己の經營に施したあらゆる改良の所産を貧乏人に分配する。かれらは「見えざる手」に導かれて、もしも土地がその上に住むすべての人々の間に平等の面積をもって分割せられているとすれば、その場合におそらく行なわれるにちがいないと思われるのとほとんど同様の生活必需品の分配が行なわれるようになり、そして、このようにして何ら企圖せずまた何ら關知せずして、社會の利益を促進し、種族増殖のための手段を供給するようになるのである。<sup>16)</sup>

このように、目的とは異なる動機をもって行爲がなされながら、結果的には、生命の保存と種の繁榮という自然の二大目的が促進されていくという意味で、スミスは「見えざる手」とよび、かつこれこそ自然の欺瞞と述べられたものである。<sup>17)</sup>

他方、「諸國民の富」は、いうまでもなく、もっぱら經濟活動を論じたものであり、しかもその經濟活動は前述したように、利己心にもとづく行爲であることは論をまたない。スミスは「諸國民の富」の第4編。第2章において、個人の資本投資の仕方を論じた際、次のように述べているが、その場合の個人の利己心の發露も結局は目に見えざる手に導かれて社會全體の幸福、公共の福祉につながることは明らかである。すなわち、一つの社會の年々の収入は、常にその産業活動の年々の全生産物の交換價值に正確に等しい、否、正にその交換價值そのものである。そこで各人が彼の資本をなるべくおおく國內産業に用い且つまたその産業をしてその生産物が最大價值を實現するようにみちびくにつとめるならば、各人はそれによって必然に社會收入に對して彼の最善をつくし

16) 米林富男譯「道徳情操論」2冊、未來社、1969年(下)、394頁

17) 星野彰男、前掲書、53頁

たことになるのである。いうまでもなく、これによってかれは公益をすすめようと意圖するわけではなく、また何程それに與っているのを知っているわけでもない。かれが外國産業を支持しないで國內のそれをえらぶのは、ひたすら彼自身の安全を期するからであり、かれがその産業をその生産物が最大の價値を實現するようにとみちびくのは、ひたすらかれ自身の利得を大ならしめんとするものである。かくすることによって彼は、他の場合にもそうであるように、見えざる手にみちびかれてかれの思い設けない目的を達する役に立つのである。彼がこの目的を思い設けなかったことは社會にとってより悪いときまってははいない。けだし、彼自身の利益を追求することにより、かれが眞に社會の利益の増進をはかる場合に比して、それをより有効に増進することが多いからである。

このようにして、利己心は社會を維持する契機であるが、スミスは、個人がそれぞれの利己心を自由に無制限に發揮するならば、それはまた社會を破滅させる原因になることをみのがさなかった。そのため、かれは、神はまず人間に良心を與え、これをもって、人間は自己の行爲にしても、他人の行爲にたいするのと同じ基準に立って、その是非を判断させるのだ、と説く・しかしながら、良心という公平な觀察者(Impartial Spectator)でもってしても利己心の無制限な發動を抑制しえない場合がある。その時にあたりまして効力をもつのが神の定めた道德の一般的準則であり、その最も重要なことは「正義の法則」であることは言うまでもないとスミスはいう。スミスはまたこのようにいったのである。「單に他人の幸福がわれわれ自身の行く手に立ちほだかっているからといってこれをおびやかしたり、他人にとつてほんとうに必要なものが、われわれ自身にとつてもそれと同等に、またはそれ以上に必要であるからという單にそれだけの理由で他人からそのものをうばったり、あるいはこれと同じようにして、すべての人々には他人の幸福よりも自分の幸福の方を優先的に重んずという自然の性向があるが、他人をぎせいにしてまでかような性向を恣いままにしたり、あることにたいしては、公平無私な見物人は到底これに共鳴しえないのである」<sup>18)</sup> といふものの、すべての人が生まれつき自分自身のことに関して眞々先に、しかももっぱら没頭するようになっていることはたしかであるから、人間は他人のことよりも自分のことを心配する方が一層適當していることは前述したとおりである。またはそうすべきが妥當でありまた正當でもある。しかし、その人が他人の幸福を侵害してまでも自分の幸福をはかるとするならば、換言するならば富、名譽ならびに高い地位を目指して行なわれる競争において、かれは自分のすべての競争相手を追いぬくために出来るだけ一生懸命に走り、あらゆる神經、あらゆる筋肉を緊張させるであるうが、しかしそれが相手の一人を踏みつけて走ったり、あるいはひき倒したりすれば見物人は大目に見る態度を完全にやめてしまい、見物人はそれをゆるすことはできない、と言っている。<sup>19)</sup>

このようなほしいままな利己心の發揮を阻止しようとするのが「正義の法則」なのであって、具體的に内容を示すと、「それを犯すならば最大の復讐と刑罰を招くように思われるところがこの最

18) 米林, 前掲書, (上) 197頁

19) 前掲書, (上) 199頁

も神聖な正義の法則、すなわち法律はわれわれの隣人の生命と人格とを護る法律である。その次に位するのはいわゆる隣人の個人的權利、もしくは他人との契約にもとづいてその人の所有權に屬しているものを保護する法律である。」<sup>20)</sup>

この正義こそは「社會の全殿堂を支える大黒柱(The Main Pillar)である。もしも正義が取り除かれたならば、人間社會という巨大な構造物、一かような構造物を建築し維持することが、この世の中では、いわば自然の特別の愛情のこもった配慮であるように考えられる。正義の法則にくらべると、他人に感謝を引きおこす行爲ともいふべき仁恵、すなわち利他心の發露は、社會の存立にとって本質的なものではないという。それ故に仁恵は正義に比べて社會の存立のためにそれほど本質的なものではない。社會は、あるいは最も住み心地のいい状態ではないかもしれないが、仁恵なくとも存立することができる。たしかに仁恵は社會建築物を飾りたてている裝飾品ではあるが、それを支える土台石ではない。したがってそれはこれを推奨すれば足りるので、決して強いて課する必要はないのであるので、スミスにとっては、社會の存立にとってあくまで本質的なものは、正義の法則によって制約された利己心または自愛心であると言える。したがってスミスが諸國民の富において「自然的自由の組織」の成立を主張した背景には、このような他人の利益を侵害しない限りにおいての、すなわち、正義の法則が許容する範囲内での利己心のことを言っているのである。

## V. 自然的自由の制度

スミスは「國富論」第四編の終りで、人間の經濟生活に對する國家の不條理な干渉や統制がなく、したがって利己心が自由にその機能を發揮することができるならば、すなわちその意味での自由放任が貫徹されるならば、君主または國家に對して、残される事項はただ三つにすぎないだろうと述べている。つまり、スミスの構想した「自然的自由の制度」(System of Natural Liberty)が自由競争の結果として貫徹する場合には、君主には、ただ三つの任務だけが残される、第一は國防の義務、すなわち社會を他の獨立の社會の侵略から防ぐ義務、第二は社會の各成員を他の成員の不正または壓迫に對して保護する司法の義務、そして最後に、第三の義務として、それを建設し維持することができる個人または少數の個人の利益とならないようなある種の公共的な事業あるいは公共的施設、すなわち一大社會にとっては、その經費を償ってなお餘りがあるものであっても、個人または少數の個人では、經費を償うことができないから、そのような事業を建設し、かつそれを維持する義務が國家に課せられる。こうして國防、司法、大規模な公共的土木事業、教育または宗教上の施設の維持等だけが、「自然的自由制度」が實現された時には、國家に残されるただ三つの義務になる、とスミスは述べている。も少し自然的自由の制度について詳しく述べて見ると「自

20) 前掲書、(上) 200頁

然的」というのは具體的に一體何を意味するかということです。それはもとより人爲的でないということ、すなわち「不作爲」を意味する。然らばその不作爲は、何人がこれを擔うべきものであるか。既に述べたように、スミスは、「各個人は絶えずその所有資本を最も有利に使用しようとつとめる。彼は自己の利益を標的となし、社會の利益を眼中に置かない。しかし彼自身の利益の追求は、自然に否むしろ必然に、社會にとって最も利益ある使用の途をえらばしめることとなると、言っており、また個人が自己の利益を追求するときにおいて、彼が眞實に社會の利益を増進せんと企圖するときよりも、しばしばより有効に社會の利益を増進することがあると述べ、かくて既述の自由の制度についての引用におけるが如く、すべての産業は個人の自由にすべく、立法者がその指導を企てるなどは、もっての外の間違いであり完全なる放任によって明白單純なる自然的自由の制度が確立せられ、立法者は擔うに堪えざる重荷から解放されると斷言している。

そこでこれらの言説よりすれば、自然的自由ということは、個人の側にあるのではなくして、社會または國家の側にあることになる。個人の活動をその自由に放任して、社會または國家は前述したように、個人に對し「作爲」を施してはならぬ。個人の自由そのものは自然性のものではない。個人が自我に眠醒め自立の我が自決するに至って、自由がはじまる。利己心はもと自然性のものであっても、自覺せる人々の利己心は、自然的ではなく合理的であり、理性の作用に基く作爲である。けれども個人主義の發動は、人爲的に制限せられざる自然的状態におかねばならぬ。そういうのがスミスの主張である。<sup>21)</sup> それ故にスミスにおける自然的自由の制度の提唱は、一つには各個人の利己的活動の是認ということ、すなわち、人間の性狀は、利己的なものであるばかりでなく、さらに各個人の利益は當事者自身が最もよくこれを知っており、または最もよく判斷し得るものであるから、自由放任によって各個人は、最大の利益を計ることが出來、したがってそれはまた社會にとっても、その最大の利益を獲得するゆえんであるとなすことである。その次は政府の干渉は無用であるということである「けだしそれは誤謬に陥り易く、人間の知慧または知識の到底これを — 産業の監督・指導を — よくし得るところではないからである。」

自然的自由の制度についても一つ重要な點は前述の引用句に引續いて、政府の干渉は出来るだけ最少限度に止めるべきものであって、主權者のなすべき義務は先程言ったように次の三つに限られるということである。すなわち「國防」「司法」(財産權の安全の維持)および「公共事業並びに公共施設」(公共營造物)の創設および維持が、これである。別言すれば、社會を他の社會の暴力並びに侵略から防ぐことの義務、社會の成員をこれにおける他の各成員の不正や壓迫から出来るだけ防衛する義務ならびに、これを創設し維持することが、各個人の、あるいは少數の公共人の、利益たり得ないところの、一定の公共事業あるいは公共施設の創設および維持がこれである。かくて國家の任務を最少限に限定すべしとするのである。それ故かかる自由主義思想の下では、怠惰なる、あるいは無爲なる國家が、理想の國家であるとされ、Lassaleの所謂夜警國家説が、とられるところである。それはともあれ、國家の専制から、自由放任への推移ということが重商主義と著

21) Adam Smith, *The Wealth of Nations*, BK. IV Chap. II - Cannan's Ed. vol. 1. pp. 239-240.



しき對照をなしていることに注意しなければならないと思うのである。

## VI. 結 論

Adam, Smithは初期の著作「道徳情操論」で、人間の本性は、きわめて利己的な存在であると強調している。利己心あるいは自愛心が、人間を動かす基本的な衝動であり、それは人間が生れながら、神から與えられた本性であると考えた。Scotlandで育ち、スコットランド倫理學の系譜—いわゆる Scotland 派の影響を受けた Smith であるが故に、彼の恩師である Francis Hutcheson の倫理哲學講義によって、多くの感化を受けたし、このような人間の倫理的行動の理解は、スミスに強い衝撃を與えられたと考えられる。

上述したように、人間の本性は強烈な利己的衝動によって左右されると言ひ、それは、また神授の本能として、それを發揮することによって、社會全體の福祉と繁榮をもたらすことが出来ると言っている。しかし、一方においては、正義の法則を設けて、各個人の利己的行動の自由を是認しながらも、これを無制限に放任するならば、例えば、各個人が自己より有利であるから言ひ、心のおもむくまま、他人の利益を妨げるとかまたは、これを奪うことが許されるならば、それは社會を破滅に導びくおそれがあることを決して見逃さなかつた。

このように Smith は、正義の法則を設けて正義を強く主張しながら、もし例えそのような正義が取り除かれるならば、社會を支えている廣大な建築は、崩壊せざるをえないと言ひ、言い換へれば、人間の倫理的原則を脱しない範圍内で、利己心を追求するように許用している。ここで利己心は、自己の利益を得るために、他人を犠牲させることを意味するのではなく、自己自身の状態を改善しようとする各個人の自然的な努力を指すのである。

またスミスは、人間の利己心ないし利己的な本能が、自由に放任され、その何にも放蕩されなない状態になるならば、そこには慎重、節約、勤勉のような各種の「徳性」が発生すると言ひ、

そうするならば、どうして「利己心」ないし「自愛心」のような本能がそのまま徳性を生み出すことができるかについては、スミスは、その媒介物として「公評な觀察者」(普通良心と言われている、われわれの心の中にある公評な觀察者)という概念を導入している。すなわち、利己的な本能に基づいて、さまざまな行動が發揮された場合に、第三者(これにはさまざまなタイプがあると思われるが)その中でスミスが客觀的な判断ないし評價が期待できると考えた。つまり各個人の利己的な行動が適正であるかどうかという評價を正しく行うことが出来る。

本稿においては、利己心ないし自愛心がいかなる客觀的な判断基準によって、公平な觀察者の同感を得ることができるかという點を考察した。その次には、一般的諸規則の形成論に移り、そこからさらに正義と同感との關係を、この一般諸規則の形成という觀點から検討したわけである。

國文抄錄

아담·스미스의 經濟思想에 關한 研究

崔 元 喆

스미스의 초기의 저작 「道德情操論」(The Theory of Moral Sentiments)에서 人間의 本性을 극히 利己的인 存在라고 強調하고 있다. 利己心(self-interest) 또는 自愛心(self-love) 등이 人間을 움직이는 基本的인 衝동이고 그것은 또한 人間이 出生하면서 神으로부터 부여받은 本性이라고 까지 생각했다.

스코트랜드(Scotland)에서 자라고, 스코트랜드 倫理學의 係譜—소위 스코트랜드派의 영향을 받은 스미스이기 때문에 그의 恩師인 프란시스 화치슨(Francis Hutcheson)의 倫理哲學 講義에 의해서 많은 感化를 받았고 이러한 人間의 倫理的 行動의 理解는 스미스에게 강한 衝격을 주었으리라고 생각된다.

上述한 바와같이 人間의 本性은 強烈的한 利己的 衝동에 의해서 左右된다고 하였고, 그것은 또한 神으로부터 부여받은 本能으로서, 그것을 發揮함으로써 社會全體의 福祉도 초래된다고 하였다.

그러나 한편으로는 正義의 法則을 설하여 各個人의 利己的인 行動의 自由를 認定은 하면서도 이것을 無制限으로 放任한다면, 例를 들어 各個人이 自己보다 有利하다고 해서 마음내키는 대로 他人의 利益을 방해하고 또한 이것을 奪取하는 것이 許用된다면 그것은 社會를 破壞로 인도할 우려도 있다는 것을 결코 간과하지 않았다. 이와같이 스미스는 正義의 法則을 설하여 正義를 強하게 주장하면서 만약 그러한 正義가 除外된다면 社會를 지탱하고 있는 廣大한 建築은 崩壞되지 않을 수 없다고 하였다. 換言하면 人間의 倫理的 原則을 벗어나지 않는 범위내에서 利己心을 追求하도록 許用하는 것이다.

여기에서의 利己心은 自己의 利益을 얻기 위해서 他人을 희생시키는 것을 意味하는 것이 아니라 自己自身の 狀態를 改善하려고 하는 各個人의 自然的인 努力을 가르키는 것이다.

또한 스미스는 人間의 利己心 내지 利己的인 本能이 自由에 放任되어서 그 무엇에도 방해가 되지 않는 상태가 된다고 한다면 거기에는 慎重·節約·勤勉과 같은 各種의 「德性」이 發生된다고 말하고 있다. 그렇다면 어떻게 「利己心」 또는 「自愛心」과 같은 本能이 그대로 德性を 발생시키는 것으로 評價되는 가에 대해서 스미스는 「公評한 觀察者」(impartial spectator)란 概念을 도입하고 있다. 즉 利己的인 本能에 基因해서 여러가지 行動이 發揮되었을 경우에는 第三者(그 중에서 스미스가 客觀的인 判斷 내지 評價가 期待될 수 있다고 생각한 第三者)가 各個人의 利己的인 行動이 適正한가 어떠한 가의 평가를 올바르게 할 수가 있다는 것이고, 여기에서 公평한 관찰자의 同感(Sympathy)을 必要로 하였던 것이다.

本稿에서는 첫째로, 利己心과 自愛心이 어떠한 客觀的인 判斷基準에 의해서 公평한 관찰자의

同感を 얻어 나갈 수 있을까 하는 점을 考察하였고, 두번째로는 一般的인 諸規則의 形成論으로 옮겨서 正義와 同感과의 關係를 이 一般的인 諸規則의 形成이란 觀點에서 檢討하였다.

아담 스미스의 同感概念을 幅넓게 研究함으로써 그의 經濟思想을 더욱 깊이 理解할 수 있으리라 思慮되며 앞으로 더욱 이 方面에 대한 研究가 必要하다고 본다.

## Summary

# A Study on Adam Smith's Economic Idea

*Choi Won-chul*

Adam Smith emphasized in "The Theory of Moral Sentiments", his early work that human character is self-interested and self-loving in nature. Also, he thought that the self-interest and self-love is a natural impulse to make human beings act and they are human natures inherited from God at birth.

Adam Smith, who was brought up in Scotland and influenced by a Scotland School of ethics genealogy, was deeply moved by his respected teacher, Francis Hutcheson's lectures on ethics philosophy. It is considered that his understanding of ethics action might give him a great shock.

As was described above, he stressed that human nature is influenced by strongly self-interested impulse, and that all of social welfares could be promoted through displaying God-given instinct. But he made the rule of justice clear. Even though he granted the freedom of each person's self-interested action, he refused to leave excessive self-interested action to take its own course. He didn't shut his eyes to the fact that if a man is allowed not only to prevent others from profiting, but also to capture others' profit in order to monopolize his profit, it will bring about the ruin of the society. He asserted that the enormous building sustaining the society would break down, if the justice he believed in was ignored. In other words, according to his assertion man should be allowed to pursue egoistic mind within the radius of ethics principle. The above mentioned egoistic mind means not a man's sacrificing others for his own benefit, but trying to improve his situation. also Adam Smith says that if a man's self-interest and egoistic instinct are interfered with by nobody, various moral natures like prudence, frugality and diligence will be produced. And then why is human instinct like self-interest and self-love considered as a factor producing moral characters. To answer this, Adam Smith introduces the conception of impartial spectator called conscience existing in our mind. that is to say, if various actions are due to human egoistic instinct, an outsider (perhaps there are several types in the third party), Adam Smith is thought to be able to judge whether human egoistic action is right or wrong. To do this, the sympathy of an impartial spectator were needed.

In this paper, firstly I studied how self-interest and self-love could gain the sympathy of impartial spectators through a standard of objective judgment. Secondly I investigated the relation between justice and sympathy from the view of general rule formation.